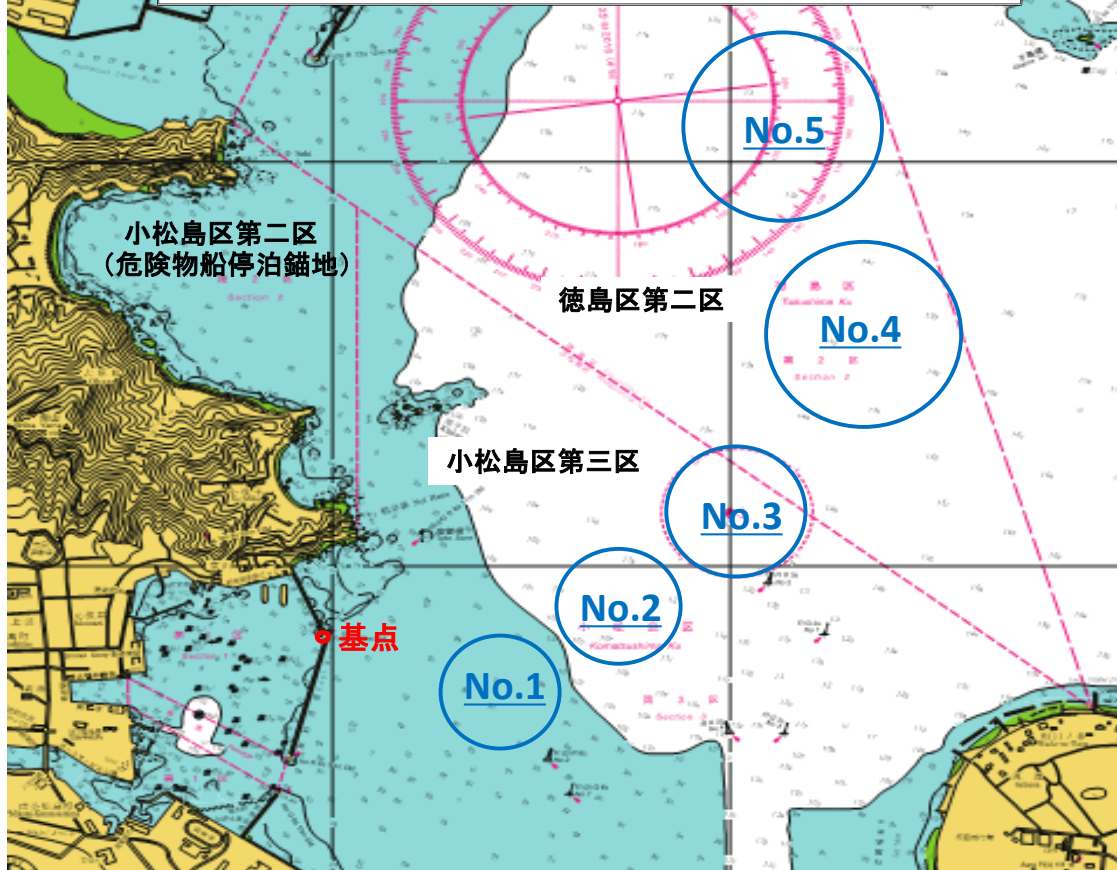


徳島小松島港錨地指定運用基準  
 ≪港則法第5条3項に基づく指定錨地≫



錨地No.	中心位置(基点からの方位距離 [基点:小松島東防波堤北灯台])	中心位置(北緯、東経)	錨地半径	全長制限	きつ水制限	備考
1	109° 680m	34° 00′ 42″ N 、 134° 36′ 24″ E	250m	130m	7m	小松島区第3区
2	82° 1, 120m	34° 00′ 54″ N 、 134° 36′ 42″ E	260m	140m	9m	小松島区第3区
3	70° 1, 700m	34° 01′ 08″ N 、 134° 37′ 02″ E	290m	160m	11. 8m	小松島区第3区 検査錨地
4	54° 2, 490m	34° 01′ 36″ N 、 134° 37′ 18″ E	400m	270m	12m	徳島区第2区
5	36° 2, 940m	34° 02′ 06″ N 、 134° 37′ 07″ E	400m	270m	11m	徳島区第2区

※申請に関する注意

- ・ 錨泊期間は、原則として72時間以内とする。
- ・ この錨地指定は、危険物積載船舶を除く総トン数500t以上の船舶を対象とする。
- ・ 指定申請にあたっては、原則として各錨地の制限全長・きつ水を越えないこと。ただし、潮汐利用する場合は、潮位計算書を添付のうえ、常時、きつ水の10パーセント以上の余裕水深が確保されていること。
- ・ また、No. 4、No. 5を使用する場合で、船舶の全長が270mを超えるときは、全長、使用錨鎖長さなどが判る錨泊計画書を添付すること。